# 第１章 計画の策定にあたって

## 1　社会背景

### （1）わが国の社会状況

日本の総人口は、総務省統計局の人口推計によると、令和２年(2020)５月１日現在（確定値）１億 2,589 万人で、前年同期比 29 万人の減となっており、既に人口減少社会が現実のものとなっています。一方、65 歳以上の高齢者人口は、3,607 万人で前年同期比 30 万人の増となっており、年々増加しています。今後は、少子化の進展と、いわゆる「団塊の世代」の高齢化が同時に進行していくため、わが国の高齢化は今後も加速度的に進んでいくものと思われます。

**○高齢化の推移と将来推計**

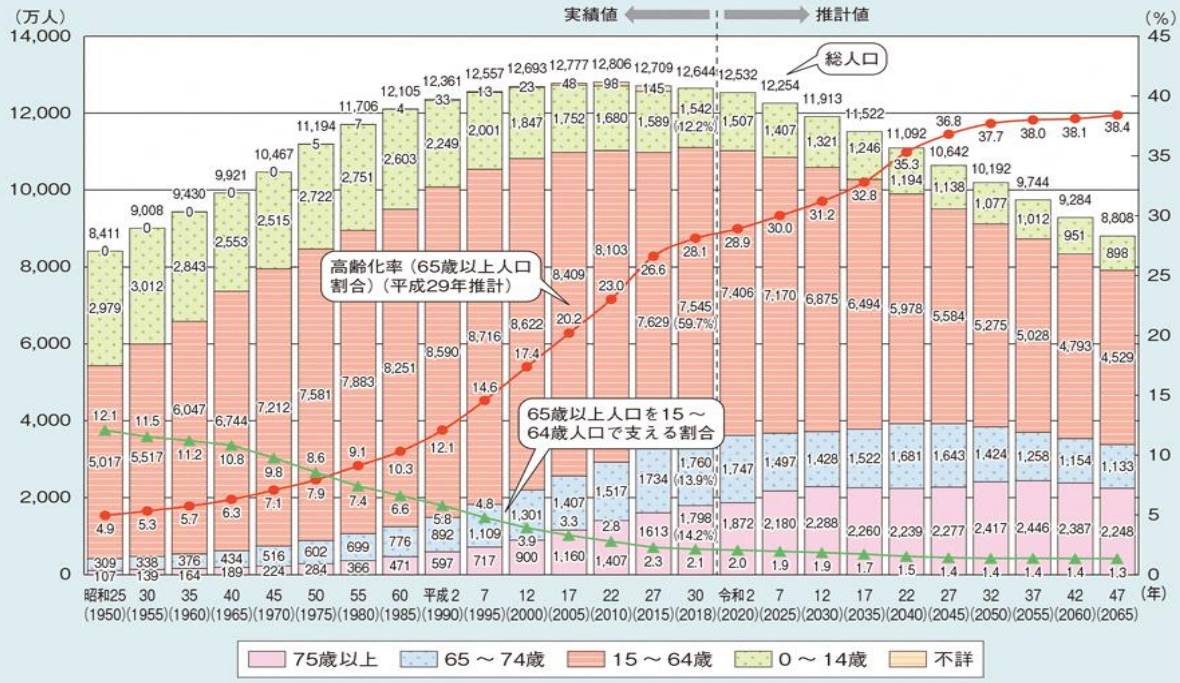


資料：棒グラフと実線の高齢化率については、2015年までは総務省「国勢調査」、2018年は総務省「人口推計」（平成30年10月１日確定値）、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果。
（注1）2018年以降の年齢階級別人口は、総務省統計局「平成27年国勢調査　年齢・国籍不詳をあん分した人口（参考表）」による年齢不詳をあん分した人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。なお、1950年～2015年の高齢化率の算出には分母から年齢不詳を除いている。
（注2）年齢別の結果からは、沖縄県の昭和25年70歳以上の外国人136人（男55人、女81人）及び昭和30年70歳以上23,328人（男8,090人、女15,238人）を除いている。
（注3）将来人口推計とは、基準時点までに得られた人口学的データに基づき、それまでの傾向、趨勢を将来に向けて投影するものである。基準時点以降の構造的な変化等により、推計以降に得られる実績や新たな将来推計との間には乖離が生じうるものであり、将来推計人口はこのような実績等を踏まえて定期的に見直すこととしている。

出典：内閣府「令和２年版高齢社会白書」

また、日本人の平均寿命は、平成 28 年(2016)には男性が 80 歳、女性が 87 歳を超え、全体として伸び続けています。日常生活で介護を必要としないとされる健康寿命も、平成 28 年(2016)には男性が 72 歳、女性が 75 歳と、上昇傾向にあります。こうしたことから、わが国は、多くの国民が長い高齢期を過ごしていく状況であり、世界でも急速な高齢化に直面する人口構造となっています。

**○平均寿命と健康寿命の推移**

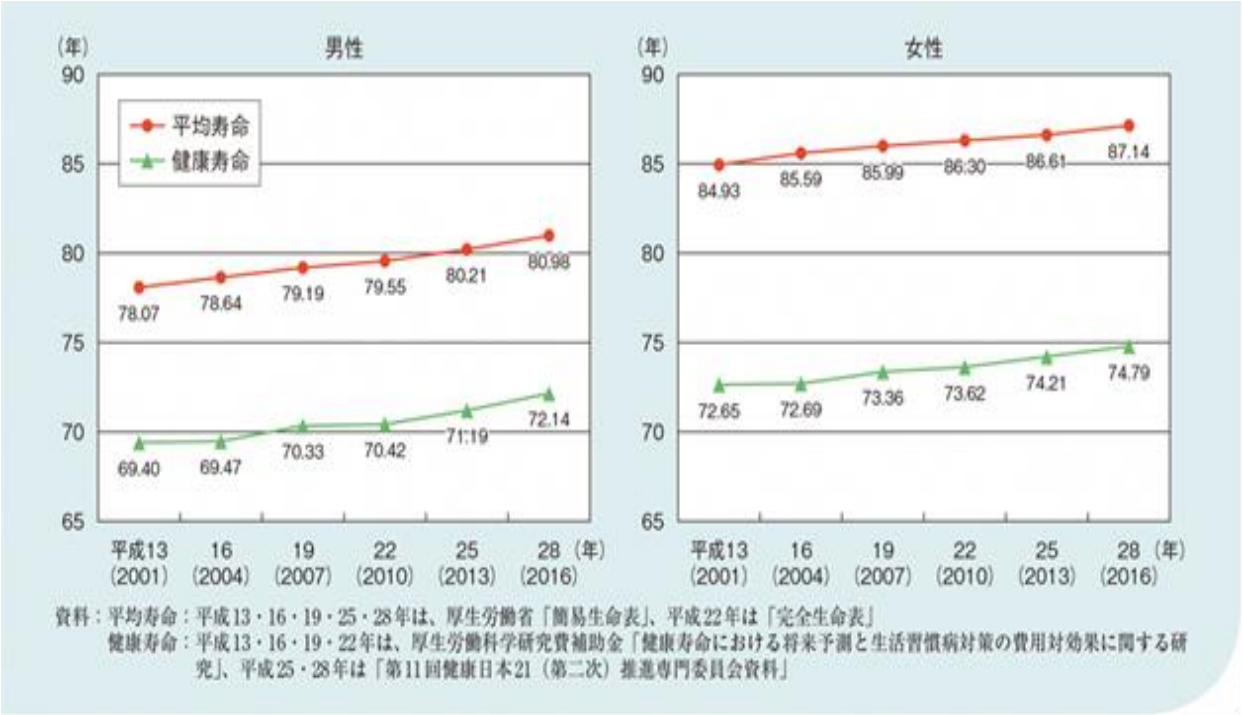


出典：内閣府「令和２年版高齢社会白書」

このような状況から、高齢者を巡って多様化、複雑化した課題が見込まれる中、様々な状態で過ごしていく状況が予想されます。このことは、当面の間、増加の一途をたどる高齢者それぞれの状況に応じた、多様な支援が必要となることを示しています。

健康長寿社会に向けて、健康寿命の延伸や生涯現役で活躍できる環境づくりを進めていくためには、高齢者の健康維持を促進する取組や地域とのつながりを重視した社会参加、さらには生きがいづくりを念頭に置いた「人材」としての活用の推進も重要になります。

また、平成 28 年(2016) 6 月の「ニッポン一億総活躍プラン」において、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と社会が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が掲げられました。直近では、令和２年(2020) 6 月に、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進及び、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化など、「地域共生社会の実現」へ向けたさらなる取組が示されています。

## （２）出雲市の社会状況

本市の令和２年(2020)９月末時点の高齢者数は約５万２千人で、高齢化率は 29.9%となっており、緩やかながら高齢化が進展しています。

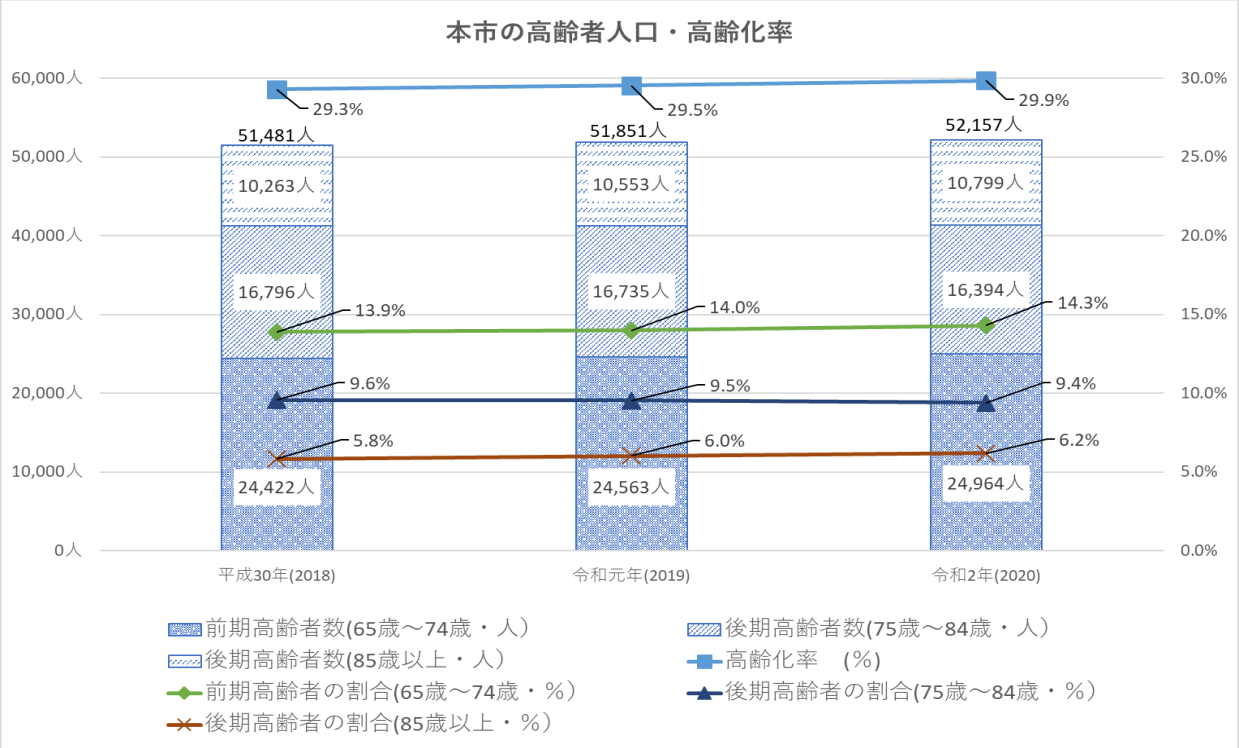


※各年９月末時点　　資料：住民基本台帳

本市の特徴としては、医療・介護の資源が比較的豊富にありますが、地域により偏在しているのが実情です。公共交通機関・生活関連資源・住民同士の助け合い意識等においても、地域により異なる状況が見られます。生活における困り事も、地域によって様々です。

また、本市の外国人住民の全体数は、令和２年(2020)９月末時点で 4,541 人と市全体の 2.6%となっており、この内 98 名が 65 歳以上であり、外国人の認定者も今後増加することが見込まれます。

このような特徴や課題を踏まえながら、高齢者に対する支援策については、地域によって異なるニーズに応じた多様な方向性を念頭に置いて進めていく必要があります。

# 2　計画の目的

本計画は、わが国及び本市の現状及び将来像を踏まえ、中長期的な視点を持ちながら、本市の介護保険事業が安定的・持続的に運営できることを目的としています。さらに、介護保険事業のみならず、住民ボランティアやＮＰＯによる介護予防や生活支援等の取組、高齢者の権利擁護等、高齢者に関するすべての分野を念頭に、高齢者福祉施策の全般を推進していくとともに、地域共生社会の実現をめざします。

## 3　計画の位置づけ

### （1）介護保険法に基づく法定計画

平成 12 年(2000)に介護保険法が施行され、全市町村において、3 か年を 1 期とする「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、高齢者福祉・介護保険に関する事業を計画的に推進することが義務づけられました。これを受け、本市も合併前の各市町による第 1 期計画（平成 12 年度(2000)～平成 14 年度(2002)）策定以降、第 7 期計画（平成 30 年度(2018)～令和 2 年度(2020)）まで順次計画を策定し、介護サービスの基盤整備や高齢者への支援策の推進に努めてきました。本計画は、介護保険法に基づく第 8 期の高齢者福祉・介護保険事業計画として策定するものです。

また、国において介護保険制度の様々な改正が順次行われており、そのような状況を踏まえながら、第 8 期計画の事業を進めていくことになります。

### （2）市の行政計画

出雲市の新たな出雲の國づくり計画「出雲未来図」に掲げる基本方策のうち「健康・福祉都市の創造」を具体化する計画である「地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、高齢者・子育て・障がい者等、福祉分野全般の個別計画の上位計画として位置づけられています。本計画は、福祉分野の中で高齢者福祉・介護保険に関する分野を担う個別計画です。

本計画の策定にあたっては、上位計画のほか、他の個別計画（障がい者福祉計画、健康増進計画等）や、県の保健医療計画との整合性を図りました。

### （3）市民との協働計画

本市の特性を踏まえた地域包括ケアシステムの構築を目指し、行政と市民が協働して取り組む計画として策定しました。

## 4　計画期間等

本計画の計画期間は、令和 3 年度(2021)から令和 5 年度(2023)までの 3 年間です。

なお、本計画期間中の介護サービス基盤整備目標等については、「団塊の世代」が 75 歳以上となる令和 7 年度(2025)、さらに「団塊ジュニア世代」が 65 歳となる令和 22 年度(2040)も見据えて、人口構造及び介護サービス必要量を見込んで定めています。

## 5　計画の策定経過

本計画については、介護保険被保険者代表や学識経験者、介護サービス事業従事者で構成される「介護保険運営協議会」において、令和 2 年度(2020)に 4 回にわたり議論をいただきながら策定を進めました。本計画は、同協議会で出された意見・提案等が反映されたものとなっています。

また、パブリックコメントを実施し、市民の意見を計画に反映しました。